

特定非営利活動法人みなと外遊びの会設立趣旨書

平成22年、港区は学識経験者・PTA関係者・公募区民で構成したグループが作成した「子どもの遊び場づくり20の提言」をまとめました。

その目的は、大人がかつて外遊びから学んだことを思い出し、いまの子どもが同じように自由でのびのびと遊べる環境を実現させることであると明記されています。またその基本の考え方として

①遊びの価値、遊びの権利を大人がしっかり考える。②まち全体、地域全体で遊び場を考える③多様で魅力的な遊び場を考える。の3項目が示されています。

この提言に応えるように任意団体「みなと外遊びの会」が発足し、お母さんたちが中心となってプレーパークの活動が始まりました。そして活動は現在まで続いています。

昨今、子どもの世界は窮屈になり、「危ないから...」「汚いから...」「うるさいから...」という理由で、家庭でも保育機関でも大人がコントロールしやすい屋内あそびが多くなっています。建物の高層化も屋内あそび優先の要因と考えられます。貴重な外遊びにしても、ブランコや滑り台などの遊具あそびやルール、マニュアルにそった球技や鬼ごっこ程度の活動ばかりで、子どもの自主性から生まれる多様な外遊びが実現されているわけではありません。公園は禁止事項ばかりが目につきます。

「人生で必要なことのほとんどは遊びの中で学んだ」と第一線で活躍する方々が口をそろえてお話されるように、自分自身の限界や年長者への接し方、目下へのいたわりの気持ちなど、異年齢の中で自分たちのルールを構築しながら遊んだ体験こそが子どもたちの生きる実感や社会性をはぐくんでいくのです。危険そうに見えても、子どもは直感的にできるかどうか判断します。自分自身への挑戦を何度も体験し、自分と他者と自分を取り巻く世界を理解していくのです。しかし残念ながら、今の社会で子どもたちにそのような機会はほとんどありません。

そこで子どもが安心して、自分の責任で自由に遊ぶ機会を確保することが地域の課題と捉え、「プレーパーク」がこれからも継続するよう、また港区の全地域で子どもたちが遊ぶ機会を享受できるように、持続性のある運営としっかりとした組織基盤を固めるために「みなと外遊びの会」を法人化することとしました。又、行政との連携、協働を進める上でも特定非営利活動法人がもっともふさわしいと考え、法人格を取得する運びとなったものです。この法人は自由な外遊びに共鳴する現役のお母さん、お父さんをはじめ、地域の住人、研究者で構成します。大人が見守る中で、すべての子どもが安心して自由な外遊びを経験できるというこの活動は、まさに地域でしか成し得ない「豊かな街づくり」のひとつの象徴だと考えます。

プレーパークを通して、子どもたちと大人たちが集い連携しながらコミュニティが形成されていくこの活動が地域に不可欠であると考え、ここに特定非営利法人「みなと外遊びの会」を設立いたします。

以上

平成29年10月20日